

総務常任委員会会議録

令和2年7月30日

寒川町議会

出席委員 佐藤（正）委員長、吉田副委員長
柳下委員、山田委員、岸本委員、関口委員、中川委員、小泉委員、青木委員、黒沢委員
欠席委員 なし
説明者 深澤企画部長、高橋企画政策課長、石黒副主幹、山下主査、赤崎主任主事、原主任主事
永井主事
戸村町民部長、徳江町民窓口課長、岡野副主幹、筒井主査

案 件

1. 議案第42号 総合計画の基本構想の策定について
2. 議題第43号 寒川町手数料条例の一部改正について

午前9時50分 開会

【佐藤（正）委員長】 本会議の休憩中ではございますが、ただいまより総務常任委員会を開催いたします。

本日の案件につきましては、次第のとおり、付託議案2件でございますので、よろしく願いいたします。

また、議案の内容につきましては、本会議場で提案説明がございましたが、再度内容をご説明いただき、質疑、討論、採決の順に進めてまいりたいと思っておりますけれども、よろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

【佐藤（正）委員長】 それでは、執行部が入室するまで暫時休憩いたします。

【佐藤（正）委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

それでは、議案第42号 総合計画の基本構想の策定についてを議題といたします。本議案についての説明を求めます。

深澤企画部長。

【深澤企画部長】 それでは、議題となりました総合計画の基本構想につきまして、私から、まず、この新しい基本構想の策定経過と本日議案の参考資料としてお配りいたしました序論についてご説明申し上げます。その後、高橋課長から、基本構想につきましてご説明申し上げたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、まず、この新しい寒川町総合計画、正式名称としては、寒川町総合計画2040でございます。こちらは西暦を意味しておりますので、読み方として正式名称は2040ということになりますが、これまでの2020プラン等も親しみがあるという中で、今後について、2040プランということでお呼びさせていただきたいと思っておりますので、本日の説明につきましては、2040プランと呼び替えて説明させていただきたいと思っております。

2040プランの基本構想の策定につきましては、平成30年度の7月からスタートしておりまして、内部で組織しております全庁会議や策定等委員会並びに策定等委員会の作業部会等の内部組織を活用いたし

まして、合計19回に及ぶ会議を重ねて原案作りを行ってまいりました。また、外部組織といたしましては、総合計画審議会を9回開催するとともに、自治基本条例の位置づけの関係で、まちづくり推進会議については、5回にわたりご説明申し上げてきたところでございます。そのほか、策定に当たりまして、みんなで作る総合計画というスローガンを掲げまして、町民ワークショップの全体会を2回、分野別を5回、地域別を3回、講演会を2回開催するとともに、パブリックコメントにつきましては、本年4月に実施し、意見、提出者9名、意見数としては16件であり、その中で出た町民の皆さんからのご提案や思いをこの基本構想に反映しているというところでございます。また、議会関係につきましては、総務常任委員会協議会にこれまで4回にわたりご説明を行ってきたところでございます。

経過については以上でございます。

続きまして、序論についてご説明させていただきたいと思っております。資料は、ファイル番号01-2、参考資料、寒川町総合計画2040序論をお開きいただき、1ページをご覧くださいと思います。

第1章、計画策定の意義の1、総合計画策定の根拠では、地方自治法の改正により基本構想の法的な策定義務が廃止され、市町村自らが計画策定の要否を意思決定することとなりました。このような状況の中、引き続き総合的、かつ計画的な町政運営を図るために、町政全般を統制する計画を策定することとしたこと、また、町の最高規範である自治基本条例に総合計画策定の根拠を位置づけることで、町の最上位計画としての役割を明確にしたことを記載してございます。

2の総合計画策定の趣旨につきましては、これまでも時代背景や町の現状を踏まえて計画的なまちづくりを進めてまいりましたが、社会経済情勢の変化は著しく、複雑、かつ多様化する町民ニーズなどへの対応がさらに強く求められており、財政面からも効率的、かつ効果的な施策推進がより一層求められていることを踏まえ、今後の社会経済の流れや国等の政策動向などを的確に捉えつつ、寒川町が快適で住みやすく、さらに発展していくためのまちづくりの指針となるよう、新たな総合計画を策定することを記載してございます。

3の総合計画の役割といたしましては、この計画は、本町の地域特性を生かして魅力あるまちづくりを進めるため、総合的、計画的な行政運営の指針であり、町の最上位計画としての役割を持つものであることを記載してございます。

続いて、2ページをご覧ください。第2章、寒川町の姿の1、位置と地勢につきましては、現行の2020プランと同じ内容でございます。2の歩みにつきましては、現行の2020プランの内容に時点修正をした内容となっております。

続いて、4ページをご覧ください。第3章、計画策定の背景の1、人口推計でございますが、我が国全体が人口減少社会、少子高齢社会に差しかかっている中で、本町の人口、住民基本台帳においては隔年3月31日付となりますが、緩やかな増加傾向をたどっております。しかし、①人口のとおり、平成27年の国勢調査を基に算出した国立社会保障人口問題研究所の人口推計によると、令和22年、西暦でいうと2040年に4万2,467人となることが予想されており、今後減少に転じることが予測されております。人口構成につきましては、少子高齢化が一層進行し、高齢化率は令和22年2040年に34.1%となることが予測されております。

続いて、6ページをご覧ください。②人口のとおり、より直近の人口動態に基づいた将来の人口も把

握した上で総合計画を策定する必要があることから、町独自に平成31年3月31日現在の住民基本台帳を基に人口推計をしたところでございます。その結果、令和22年2040年には4万3,151人、令和42年2060年には3万7,290人ということで、今後人口が減少することが予測されます。また、老年人口の構成比につきましては、令和22年2040年に33%となり、令和42年2060年に34.7%となることが予測される状況でございます。

続いて、7ページをご覧ください。世帯数につきましては、人口総数と同様に減少することが想定されるものの、核家族化の進行という世帯構成の変化などの増加要因もあり、人口減少の進行と比べると緩やかな減少が予測されており、令和22年2040年には世帯人員2.18人、世帯数1万9,805世帯となり、令和42年2060年には世帯人員2.27人、世帯数1万6,392世帯となることが予測されております。

続いて、8ページをご覧ください。次に、2の財政状況の経過でございます。本町の歳入の根幹をなす町税につきましては、これまでの国による各種施策の効果もあり、比較的経済が堅調に推移してきたものの、今後の人口推計や現在のコロナ禍に伴う景気動向などにより、その先行きは不透明であり、大幅な増収が見込まれないことから依然として厳しい状況が続いております。

一方、歳出においては、行財政改革における経費の削減や人件費の抑制などを行ってきたものの、高齢化の進行による社会保障関係経費や、老朽化する公共施設の維持管理経費や更新費用などが増加しております。これまで歳出の増加に対しましては、主に年度間の調整を行うことを目的に設置している財政調整基金等の取崩しや町債の借入れによって対処してきたところでございます。

このように、これまでも財政状況は厳しい状況が続いており、歳入の確保と安定化を図るとともに、限られた財源の中で効果的、効率的な事業を進めていく必要があることから、引き続きスクラップ・アンド・ビルドなどの取組を進めていくことが必要であると認識しているところでございます。

続いて、9ページをご覧ください。次に、3の社会経済環境の変化に対する認識についてでございます。2020プランと比較して、2040プランで新たに追加した項目などをご説明いたします。2020プラン策定時からの課題でありました人口減少、少子高齢化から始まりまして、少子高齢化の進行に的確に対応し、人口減少に歯止めをかけるために、新たな取組として地方創生について記載しております。また、新たな課題として、2040年問題や公共施設の老朽化対策及び更新財源問題を追加しております。さらに新たな取組として、SDGs、新たな機会として技術革新の活用について追加しているところでございます。

11ページから13ページにかけては、2020プランからの項目について内容を更新するとともに、令和2年に発生した新型コロナウイルス感染症の拡大を踏まえ、感染症との共存についての項目を追加しております。

最後になりますが、14ページをご覧ください。第4章、総合計画策定の考え方の1、みんなで作る総合計画ということで、計画の策定段階から町民参加、参画を促し、町民とともにまちづくり計画作りに向けた話し合いを行うことで、寒川における様々な思いを集約した計画作りを進めていることを記載しており、2の計画策定のプロセスでは、基本構想と実施計画のそれぞれの検討段階で町民ワークショップ等を行い、まちづくりに対する町民の思いを集め、計画として集約した点などを記載しております。

私からのご説明は以上となりまして、この後、基本構想について高橋課長からご説明申し上げますの

で、よろしくお願いたします。

【佐藤（正）委員長】 高橋企画政策課長。

【高橋企画政策課長】 それでは、私からは、引き続き基本構想についてご説明申し上げます。資料につきましては、ファイル番号01-1をお開きいただきまして、2ページをご覧ください。

1の計画の名称につきましては、寒川町の総合計画であること及び計画の目標年次を明確にすることを主眼に置きまして、寒川町総合計画2040としてございます。

2の計画の構成及び期間につきましては、この計画は、目標年次である2040年度令和22年度を展望して本町が目指すべき将来像を示した基本構想と基本構想で示した目指すべき将来像を実現するために、財源の裏づけをもって定める実施計画によって構成し、計画期間につきましては、基本構想を20年間とし、実施計画を4年ごとに策定してまいりたいと考えてございます。

次に、3のまちづくりの理念につきましては、町の最高規範である自治基本条例において、町民と町が目指す自治の基本理念を町民と町が協働するまちづくりとしていることから、総合計画においても、自治の基本理念をまちづくりの理念といたしまして、町民と町の相互補完と協力によってまちづくりを進めていくこととしてございます。

3ページをご覧ください。4の町の将来像でございます。いにしえより寒川町では、穏やかさや優しさ、温かさという町の特徴や町民性が受け継がれてきていることから、これらの町の特徴や町民性を後世に伝えながら、将来にわたって町民の心豊かな暮らしを実現していくためには、つながることで生まれる力を最大限に発揮し、新たな価値等を創造することで町の新化へとつなげていくという思いから、町の将来像をつながる力で新化する町としてございます。

続いて、4ページをご覧ください。5の町の将来の人口と都市構造でございます。まず、(1)の人口につきましては、我が国全体において、さらなる人口減少や少子高齢が進む中、本町の2040年令和22年の人口推計、こちらは平成31年3月31日現在の住民基本台帳人口を基にした推計でございますけれども、現状の推移を前提とすると、おおむね4万3,000人と見込みますが、町の総合戦略等により人口減少の抑制に努めることで、2040年の人口をおおむね4万5,000人とすることを目指してまいりたいと考えております。また、世帯数については、人口総数と同様に減少するものの、核家族化などの進行に伴って増える要素もあり、人口減少と比べると緩やかな減少が予想される中、2040年の世帯の推計といたしましては、おおむね1万9,800世帯と見込んでおりますけれども、目標人口を達成することでおおむね2万世帯と見込んでいるところでございます。

5ページをご覧ください。ページの中ほどに(2)といたしまして、将来都市構造がございましてけれども、こちらにつきましては、まちづくりの骨格形成として、居住や商工業、業務、行政、交通、交流、教育、医療・福祉、文化など様々な都市機能を効果的に配置するために、生活、産業、広域交流をキーワードに機能集積を図り、その後も機能の充実を図っていく地区を拠点として位置づけてございます。また、町民の暮らしやすさや町の魅力向上につながる土地利用の方向性とその方針を検討していく地区につきましては、拠点に準じたゾーンと位置づけておりまして、本計画では、町役場や中央公園、寒川神社などを含むエリアを、町内のにぎわいと町外との交流を創出することで地域の活性化資源として活用するにぎわい交流創出ゾーンとして位置づけております。

7ページをご覧ください。その関連の周辺都市を含めた将来都市構造を記しておりまして、また次の8ページでは、寒川町の将来都市構造を掲載してございます。

9ページをご覧ください。6の基本構想の体系図につきましては、町の将来像つながる力で新化する町の実現に向けて、6つの基本目標と12の政策により、まちづくりを推進していく考えでございまして、本計画の推進に当たっては、今後見込まれる急激な社会環境の変化の中においても、町の将来像の実現に向けて着実に歩みを進められるよう、各基本目標と政策を体系化し、計画性と財政の健全性を明確化しながら、まちづくりを進めてまいりたいと考えております。

なお、町の将来像にもございますとおり、次期総合計画におきましては、人のつながりをまちづくりの原動力としておりますことから、これを生み出す人づくりを最も重要な位置づけといたしまして、第1章として位置づけてございます。

また、その人が最大限に力を発揮するための環境づくりとして、今後の大きな課題となる健康寿命の延伸と福祉の充実への取組を第2章、そして町民の望む穏やかな住環境の整備と町民に安らぎを与え、その心のよりどころとなる自然環境の保全を第3章として位置づけてございます。

さらに、人の生活を支えるものとして、安全安心の充実を第4章として、また今後寒川町が直面する労働力の減少と都市インフラの老朽化に対し、産業基盤の確保を進めつつ、都市インフラの持続性に重きを置いた継続的なサービス提供の確保を第5章として位置づけております。

最後に、それらを下支えするまちづくりのための基盤づくりを第6章として位置づけることで、つながる力の促進と新化する町を実現し、町民の心豊かな暮らしを目指すものでございます。以上の考え方を町の将来像実現に向けた総合計画の方向性として設定いたしまして、その実現のための手段である政策等を体系化してまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

10ページ以降につきましては、6つの基本目標と12の政策の中身となりますが、まず、第1章、まちづくりの原動力となる人づくりをご覧ください。第1章では、第1節に子育て・子育て、教育の推進、第2節に、障害を通じた学びと自己実現の促進を設定しておりますが、つながる力によるまちづくりにおいて最も重要なものは人づくりでございます。そのために次代を担う子どもたちの豊かな個性と創造性を育み、寒川町の町民性である穏やかさ、優しさ、温かさを受け継いでいくとともに、まちづくりの主体である町民が、誇りと生きがいを持って生涯にわたり学びながら自分らしく暮らしていくことで、まちづくりの原動力となる人の力を創出してまいりたいと考えております。

続いて、第2章、生涯にわたって自分らしく暮らせるまちづくりをご覧ください。第2章では、第1節として、健康寿命の延伸、第2節に福祉の充実を設定することで、人の力を最大限に発揮するための環境整備を進めてまいります。町民の健康寿命を延伸し、福祉の充実を図ることで、今後見込まれる急激な社会環境の変化に対応しつつ、全ての町民が自分らしく暮らしていける心豊かなまちづくりを進めていくための環境を整備してまいりたいと考えております。

続いて、11ページになりますけれども、第3章、心穏やかに暮らせるまちづくりをご覧ください。第3章では、第1節に自然環境の安全、第2節に住環境の整備を設定することで、町民が心穏やかに暮らし、明日への活力を得るための環境整備を進めてまいります。町の特徴であり、町民の心のよりどころとなる豊かな水と緑の保全と快適で心安らぐ住環境の整備を進め、その中に新たな人のつながりを創出する

ことで町の魅力を向上させるとともに、まちづくりを進めていくための環境を整備してまいりたいと考えております。

第4章、安全安心に暮らせるまちづくりでございますが、12ページをご覧ください。第4章では、第1節として、安全安心の充実を設定することで、町民の心豊かな暮らしを保障するための安全安心のまちづくりを進めてまいります。町民を様々な自然災害や事故、犯罪などから守り、安全安心に暮らせる生活の場を自助、共助、公助の力によりつくり出すことで、町民が生きがいと活力を持って活動できるまちづくりの基盤を整備してまいりたいと考えております。

続いて、第5章、時代に最適化したにぎわいのあるまちづくりをご覧ください。第5章では、第1節に都市インフラの最適化、第2節に市街地の整備、第3節に産業基盤の整備を設定することで、今後社会経済環境が急激に変化していくことが見込まれる中で、それぞれの時代に合わせてまちづくりを行いながら、にぎわい創出を進めてまいります。町内の都市インフラを最適化させていくとともに、首都圏につながる圏央道、さがみ縦貫道路の町内2か所のインターチェンジや産業集積拠点を生かした産業の活性化と労働力の確保を進め、まちづくりを支える都市基盤の整備を進めてまいりたいと考えております。

13ページをご覧ください。最後の6章といたしまして、まちづくりの基盤づくりでございます。第6章では、第1節につながる力の促進、第2節に持続的、かつ健全な行財政運営を設定することで、まちづくりの基盤となる人のつながりの創出や持続的、かつ健全な行財政運営を進めてまいります。今後見込まれる急激な社会環境の変化の中において、まちづくりの大きな原動力となる人のつながりを積極的に創出し、また、その時代に最適な選択を行うことのできる持続的、かつ健全でありながらも、柔軟な行財政運営を推進することで新化する町を実現し、町民の心豊かな暮らしを目指してまいりたいと考えております。

以上が、基本構想のご説明となります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

【佐藤（正）委員長】 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

中川委員。

【中川委員】 何点か質疑させていただきたいと思います。まず、1点目は、少し大きくくりなお尋ねをさせていただきます。今回2040プラン基本構想のご提示であるかと思いますが、それに先立って、現在の総合計画である2020プラン、こちらの、ちょっとざっくりした質問なんですけど、振り返りについてどのように捉えているか。2020プランを展開していく中で、いろいろな課題等があったのかなと思います。それを今回の2040プランの基本構想にもいろいろ反映させながら構築されたのかなと思いますが、まず、2020プランの評価をどのように捉えているかということをお尋ねいたします。それが1つ目。

2つ目が、町の将来像ということで、2040プランの基本構想の中で、つながる力で新化する町と掲げておられるわけなんですけど、ある程度ここに基本構想の中にも説明が書かれておりますが、この点について詳しい説明はお尋ねしたいと思います。特に新化すると、進化じゃなく、新しく作った言葉を用いられているところありますので、そこのもう少し細かい説明をいただければと思います。というのが2つ目。

あと、3つ目は、財源的というか、財政的というか、その点についてでございます。参考資料でついでいる序論で若干触れられているところではございますが、今回基本構想は議決事項というところもありますので、そこで財源的なところに触れていない理由とございますか、詳細は恐らく実施計画のところまで理解はしておりますが、その点についてのご説明をお願いしたいと思います。

以上3点です。

【佐藤（正）委員長】 高橋企画政策課長。

【高橋企画政策課長】 3点いただきましたので、順番にお答えしたいと思います。まず、現行の2020プランの振り返りということで、どのような捉え方をしているのかという点でございます。次の2040プランの策定をするに当たって、我々として、基本構想の策定に先立って、令和元年度中に2020プランの後期基本計画の振り返りをしてきたところがございます。その中で、大きくいえば4点ほど課題として捉えてございます。まず、1点目が、社会経済環境への柔軟な対応になりますけれども、2020プランにつきましては、3層構造をとっておりまして、2層目の基本計画のレベルから各指標を持っているという点がございますけれども、計画推進のマイルストーンとなっている成果指標の設定に当たって、もともと基本計画は前期と後期とありまして、10年間と9年間という設定でまいったところがございますけれども、そんな中で、いろいろその間環境の変化があったところがございますけれども、一度設定した指標について見直しをかけたとか、また新たに指標を設定したりということがなかなか柔軟にできてきていなかった点がありましたので、まずそこを変えていきたいという点がございます。

それから、2点目については、住民ニーズへの的確な対応ということで、29年度に町民の方にアンケート調査も行っておりまして、そんな中で、いろいろな施策についてどのように捉えているかということで、満足と答えていただいた割合よりも不満足と答えた方が、数的には多かったというような面もありましたので、まだまだ施策をやった結果として、満足度につながる直接的な関係性といえますか、その部分も不足してしまっていたのかなという点が2点目でございます。

それから、3点目としては、町民の方々のまちづくりに対する関心でございます。これもアンケートの結果として、分からないという答えが約3割ありまして、非常に多かったという点がございますので、これも情報発信を含め、改善していかなければいけない点であると認識したところでございます。

それから、4つ目として、行政運営における各事務事業ですとか、施策の優先度の関係でございますけれども、我々が仕事をするに当たりまして、当然のことながら、お金をかけて事業費という形でやりますけれども、そこ今申し上げてまいりましたいろいろな指標の達成度、アウトカムの部分と、それを感じている町民の方々の受け止め方ですね。アンケートの結果、満足度の状況なんかを見ますと、必ずしもインプットした内容との結びつきを確認していくと、どこに本当に力を入れるべきだったのかなというところも少し課題だったのかなと思ってございますので、いろいろな施策展開していくに当たっては、より重点項目を明確化して、優先度を明確化して取り組んでいくべきだという反省をいたしまして、2040プランにはそういった点につなげていきたいと考えたところでございます。

それから、2点目、つながる力で特に新化という言葉との関係でございます。こちらは、これまで本協議会においても、また総合計画審議会等においても同様の意見をいただいておりますけれども、我々としては、今のコロナ禍の状況も同様だと思いますけれども、今後様々な状況の変化等が待ち受けているの

かなと思います。想定外のことを当然あると思いますので、そんな中で、今の言葉で言うと、新たな日常というものに対応していく必要があるという中で、従来のやり方ですとか、考え方、この延長線上で改善していくということも必要ですし、またもともと寒川の強みということで持っている得意分野をさらに磨いていくということも必要なんですけども、それだけでは乗り越えられないような状況、そういった場面も出てくるのかなと思っております。そういった部分については社会変革になってくると思いますけども、そうした場合に、それまでにない新しい視点ですとか、ある意味新しく調整していくという思いを持って、変えるべきところはきちんと変えていける、そういうことをやっていけることで、文字どおり寒川町の未来を切り開いていく、それが必要なんだということで新しく化けるということで新化と将来像として設定させていただいたという考え方でございます。

それから、最後になりますけど、財源的なことに基本構想で触れられていないという点でございますけども、これまでもご説明さしあげてきたとおり、基本構想につきましては、20年間を今後見据えた中で寒川町としては、こういう町を目指したい、こういうことをやっていきたい、まずそれを町民の皆さん、議会の皆様と共有して設定していく、まずそれがありまして、それが確定した後に、そこを目指すために具体的に何をやっていくべきかということは、これから実施計画という形で策定してまいりたいと思っております、そこは一つ一つの事業費の積み上げの中で明確に正確な金額等を積み上げることができまので、そういった2段階構えでやっていくべきと考えたところでございますので、基本構想については、あくまでもビジョン、目標、希望という点でございますので、この中では財源的なことは触れておりませんが、実施計画の中で積み上げたものを財政計画として、まず4年間ということで作りますから、総合計画というのは2層構造ということで、基本構想と実施計画で一体でありますので、計画としては、最終的には財源的な裏づけをきちんと持ったもので展開していくという考え方でございます。

以上でございます。

【佐藤（正）委員長】 中川委員。

【中川委員】 分かりました。大きく3点のうち2点目の新化と3点目の財源的な部分につきましては、今のお答えで理解したところでございます。特に新化という言葉は、今後の2040プランなど積極的な展開によりまして、今辞書に載っているのは進化ですけど、この言葉が寒川町の積極的な事業や施策の展開によって世の中に広まっていくといえますか、そうしたことも期待したいなと思っております。願わくば、岩波書店の広辞苑にでも載ればいいなと思いますが、そこはハードルが高いから、せめて知恵蔵みたいな現代用語辞典に載るくらいの積極的な展開を期待していなと思っております。2点目、3点目は分かりました。

1点目だけ、また1つ、2つお尋ねさせていただきたいと思っております。今の振り返りの中で、社会経済環境の変化などで柔軟にどう対応していくかという話がありました。特に今回の2040プランは、まさに出だしの部分で、昨今のこういった新型コロナウイルスに関するそうした状況が生じているという中で、その意味では、いろいろ新しい生活様式なるものが求められたり、いろいろな経済活動というのが今までと大きく変わってくるという中では、どうしても前提としたものがかなり変わってくるということも予想されていくのかなと思っております。まだ議決を得る前から変わることはばかり考えちゃ本当はいけないのかもしれないんですが、そうした現実の状況というの踏まえて、またいろいろ柔軟に考えていかなければ

ればいけないところも今までよりも大きくなっていくのかなと思っております。そういう点についての町の認識はどのようなものかというのをお尋ねします。

あともう一つは、先ほどの話で、2点目の住民ニーズへの的確な対応とか、あと3点目だったかな、まちづくりへの関心というのがあまり高くないのではないかというところに関連して、ここも今後の総合計画2040プランを推進、展開していく中で大きな課題としてあるのかなと思います。積極的な情報発信も含めて改善していきたいというお話の中でも触れられていたかなと思いますが、この点についてどのように町民のまちづくりへの関心を高め、参加を促し、また、そうすることが多分住民ニーズへの的確な対応につながっていくのかなと思いますが、この点についてもう少し詳しくご説明いただければと思います。大きく以上2点ということでお願いします。

【佐藤（正）委員長】 高橋課長。

【高橋企画政策課長】 2点いただきましたので、お答えさせていただきたいと思います。まず、いろいろな環境の変化に柔軟に対応していくべきという点でございます。本当に現状もまさしくそういう現状がございますので、一度計画として決めたこと、きちんとした裏づけの下に設定した内容でございますから、そのとおりやっていくべきということは基本にはあるとは思いますが、その前提となっていなかった要素が出てきたり、状況が変わってきた場合には、前提としているものが変わったということでございますので、その際にはきちんと見直すべきものは見直していかないといけないのかなと思っておりますので、一度決めたから変えないという考え方でなくて、継続的にきちんと見極めていきたいと思っております。

それから、2点目の住民ニーズへの的確な対応の関係ですとか、まちづくりに対する関心の関係でございます。これも、これまでも基本構想の策定に関して、ワークショップですとか、講演会等を開いてく中で、みんなで作る総合計画ということで、様々な町民の方々にご参加いただいておりますけども、皆さんからも、寒川町をよくしたい、もっともっとよくしたいという思いの中で、まちづくりに対して、みんなと話をしてみる機会が継続的に、この計画を作るときだけではなくて、作った後も継続的にそういう場があったほうがいい、欲しいという声はいただいておりますし、私どももむしろそちらのほうも非常に重要なことだと思っておりますので、何らかの形で、今こういうやり方で具体でなかなか申し上げられないんですけども、いろいろな皆様のお声を頂戴しておりますので、それを具現化する形で今までの課題を一つ一つ解消できるように、ちょっと参加してみようかな、参加してみたら、寒川町でこういうまちづくりをしているんだと知っていただいたりとか、であるならば、自分はこういうことをしてみようかなとつながっていくような、そういう場になっていったらいいなと思っておりますので、そこはこれからいろいろと知恵を絞って、まずやってみて、これもそうなんですけども、やっていく中でよくないところは直して、いいところは伸ばしていくという形でやっていけたらと思っております。

以上でございます。

【佐藤（正）委員長】 他にございますか。

山田委員。

【山田委員】 何点かお聞きします。今の中川委員の質問とかぶるところもあるかもしれませんが、まず最初に、今回の総計審でもいろんなご意見をいただいたと思うんですけど、その中で主立った意見

がもしあれば教えていただきたいと思います。

それと、前回の自治基本条例の中に総合計画を組み込むという確認をしたと思うんですけど、首長が4年ごとの改選になりますので、そこで代わった場合、また方針が変わっていくのかという確認はとったと思うんですけど、改めてここでも、先ほども、変えるべきことは変えていくという答弁もありましたけど、再確認でもう一度答弁をいただきたいと思います。

それと、あとこの計画を立てる前で、町民の方のいろんな参画があったと思いますけど、今の答弁でもありましたが、これからも町民の方にどんどん、どうしても総計審とか、そういうのになると、ある程度限られた人しか参加できないので、もっと広く町民の方が参加して、いろんな意見をもらっていくべきだと思いますけど、またもう一度答弁をお願いします。

以上です。

【佐藤（正）委員長】 高橋課長。

【高橋企画政策課長】 3点ほどいただきましたので、お答えしたいと思います。まず、総合計画審議会でのどのような意見がという点でございますけども、6月30日に答申という形でいただきましたので、その答申の内容をお答えさせていただければと思います。

これからいろいろ進めていくに当たっての留意点という形で4点ほどいただきましたけれども、1点目は、町民の暮らしを守るための安全安心施策の推進についてということで、災害や感染症などの脅威ですとか、また犯罪などの事件や事故などに対して、町民の生命と健康、財産や暮らしを守るため、誰もが安全で安心して生活できるまちづくりを推進することという点を1点目としていただきました。

それから、2点目といたしましては、町の将来像でありますつながる力で新化する町の共有及び推進についてということで、心豊かな暮らしができる町の実現を目指して、町の将来像を町全体で共有できるように、分かりやすく周知徹底するとともに、あらゆる分野においてつながる力が十分に発揮できるように、まちづくりへ参加、参画しやすい環境整備を積極的に推進することという点を2点目としていただきました。

それから、3点目といたしましては、寒川町らしい独自の移住定住施策の推進についてという点でございます。持続可能なまちづくりを目指して、相模川や田園などの豊かな自然環境や寒川神社をはじめとする歴史、文化など、町が持つ個性や資源を最大限に生かし、育むとともに、商工業などの経済活動と将来都市構造を踏まえた魅力あるまちづくりなどを着実に進め、移住定住を促進することという内容で3点目をいただきました。

それから、4点目になりますけども、社会経済環境の変化への柔軟な対応についてということで、基本構想の計画期間は20年であるものの、社会経済環境の変化に柔軟に対応できるように、実施計画の結果検証に合わせて基本構想も含めて点検を行い、変更の必要性が生じた場合は、基本構想を見直すことという内容でいただいたところでございます。

それから、2点目のご質問で、幸福学等の今考え方を盛り込んでおりますけども、首長が代わった場合が変わってくるようなことになってくるのかという点でございますけども、選挙で選ばれた町長が、自分はこういうふうにやっていきたいという方針を出されて、それがここで今お願いしております内容と違ってくるといふもの、変える必要があるとなった場合には、当然のことながら、そのように変えて

いくようになると思っております。

それから、町民のいろいろな意見をこれからもいろいろな形で取り入れていく考え方があるのかという点だったかと思えますけども、当然我々としても、作って終わりという計画ではなくて、計画を進めていく中で、先ほど申したとおり、今までの課題を一つ一つ解消しながら、みんなで本当にまちづくりをしているというような取組につながるように、我々としても勉強しながら取り組んでいきたいなと思っております。

以上でございます。

【佐藤（正）委員長】 他にございますか。

岸本委員。

【岸本委員】 それでは、1点質問させていただきますが、今回の基本構想ということで、どこまで答えられるかどうかお聞きしますが、理念、将来像、そしてそれに伴う基本目標、施策が明示されておりますが、2040年に向けて、この基本構想で寒川町のかじをこれからまた切り直すということでございますが、実際こういった計画とかになると、あまりにぼやっとし過ぎていて、なかなかつかみづらいついところもあるのかなと思っております。2040年度の目標人口が4万5,042人ということで、全ての方がこのような基本構想で幸せになっていく、つながる力で新化する町という将来像に向かっていくということでございますが、実際どこまで落とし込めるかというのは、具体的なモデルと申しますか、イメージがあったほうが落とし込めるのかなと思っております。今担当課の中でより具体的なイメージ像があればお示ししていただきたいと思っております。このような方々がこのような形になることが寒川町の将来になるというような具体例があれば、お示ししていただきたいと思っております。その点についてお聞かせください。

【佐藤（正）委員長】 高橋課長。

【高橋企画政策課長】 将来像、つながる力で新化する町ということで、要素としては2つありまして、つながる力、これを原動力にして新化する町を実現していこうということで、原動力となるつながる力の部分がより重要にまずなってくると思っております。

昨日も、実は出前講座に呼んでいただきまして、基本構想の中身ですとか、これまでお話ししてきた内容についてお話しさせていただいた中でのご質問、ご意見等で、寒川町はいろんな活動をしているグループ・団体があるけれども、もっともっとあるべきだと、ほかの自治体と比べても数が少ないのかなというようなご意見だったんですけども、その方たちとしては、もっともっといろんな活動をしているグループなり、団体同士がなかなかつながっているようでつながっていないという面があるので、行政の役割の1つとしては、つながる場を設定してもらおうということも今後力を入れていってほしいというお話がありました。ですので、そんな中で同じような考え方、活動をしているから、じゃ、ここは協力してやってみようということも、そういう場がありさえすればできてくるというようなお話でありましたので、ぜひそこはご意見として取り入れていきたいなと思っております。

それから、同じような活動をされていない場合も、例えば全然スポーツをやっている子どもたち、それと例えば環境活動している方たちがいたとして、どちらからでもいいんですけども、子どもたちがいる環境活動に勉強の一環で行ってみようという、いつもスポーツだけやっているよりも、寒川にこう

いう自然があったんだ、こういういいことがあったんだというようなことも勉強して、子どもたちは子どもたちで非常にためになると思うんですけども、じゃ、今度環境活動されている方たち、おにいさん、おねえさん、おじさん、おばさん、今度僕たちの試合を見に来てよということで、全く異なる分野だと思うんですけども、せっかく環境活動に協力してくれたから、自分たちも子どもたちの様子を見てみようかなと、例えば行っていただいたとして、それはそれで子どもたちを応援することはいいなど、お互いのやっていることを認め合いながら、いつもじゃなくて、必ず常になると敷居が高くなっちゃうと思うんですけども、お互いにやれる範囲でつながるということで、全く関係ない分野だったので、今まで交流がなかった方たちが、ちょっとしたきっかけで知り合うことでお互いを認め合いながら、次に何かを一緒にやってみようかということ、そういった一つ一つのつながりというものを構築していくこともできていくといいのかなと思っております。うまくいく面といかない面と当然出てくるのかなと思いますけども、1つ、きっかけとして我々行政として、そういったこともいかがですかと促したりということは、ある意味チャレンジといえますか、これまでなかったこととして、これも新化だと思いますから、そういうこともどうかなどは、担当の中では話しているところでございます。

以上でございます。

【佐藤（正）委員長】 岸本委員。

【岸本委員】 より具体的にといいますか、イメージがあるということで安心いたしました。

あと、1つ聞きたいのが、20年後ということで、ここにいらっしゃる、我々は別として、部長、課長は20年後には退職されていると考えますと、今ここにいらっしゃる職員さんの中で20年後この庁舎で働いていると考えますと、ある意味その方の声といいますか、今作った中で、その方々が実際に20年後にはこの2040プランをしょって、この町の中で活動していくと考えると、その方々が実際にどのようなイメージでこのプランに関わったかというのが本当は大事なかなと思ってまして、課長の言葉でなく、実際担当者の中で思いといいますか、実際20年後の寒川町について町としてこのようなことをやっていきたい、やっていくべきだというような思いがあれば、どなたからか声をお聞きしたいんですが、その点についてよろしいでしょうか。

【佐藤（正）委員長】 山下主査。

【山下主査】 今ご質問いただいたのでお答えさせていただきます。まず、今回2040プランを作るに当たっては、町民の方たちが幸せに暮らしていける町を20年後もつくっていききたいという思いで、幸福学という考え方も取り入れて進めてまいりました。幸福学を基にアンケートを実施したところ、寒川町では、緩やかなつながりが生み出されると非常に効果的に町民の皆さんが幸せになれるという結果も出ていることから、つながる力で新化する町としたところもでございます。

この計画を作るに当たって、町民ワークショップを何回か実際にやらせていただいて、町民の方同士が、新しいつながりができることで、皆さん、すごく楽しそうにワークショップにも参加されてましたし、そのワークショップの中から、こういうイベントをやりたいねということで、今年度コロナの状況でイベントが開催できなかったんですけども、新しいイベントがそこで生まれたりだとか、あとは農家さんとサッカーのスポーツを教えている方がそこでつながって、子どもたちに農業体験をさせてあげたいから農作業を手伝うとか、そういった新しいつながりによって新しい取組が生まれてきたところで

ございます。

そういったことから、今後つながる力、つながる場だとかを設定するとともに、町が間に入ってマッチングさせることで、寒川町のまちづくり、町民同士のつながりだとか、町民と町のつながりがどんどん生まれていくことで、寒川町の町民の方たちがより幸せに暮らせるまちづくりができると考えておりますので、町の将来像を実現できるように、これから邁進していきたいと考えています。

以上です。

【佐藤（正）委員長】 高橋課長。

【高橋企画政策課長】 補足させていただきます。ワークショップを複数回やりましたけども、うちの課の担当レベル若手の職員の発案で、ワークショップの中に町の若手職員を参加させてあげたいということで発案してくれまして、実際に複数グループに1人ずつ入って、20代、30代、男性、女性職員それぞれおりましたけども、参加してもらおうという取組を初めてやりました。その中で、参加してくれた職員に感想を聞いてみますと、非常に楽しかったし、ためになったということで、緊張しながら参加したけども、本当によかったと。今、山下が実例としているような取組で中止になってしまったイベントがありましたけども、そこは町の職員として行政として、こういう部分はお手伝いできるからみたいな、本当の民民のお話と官と民のお話という中で、建設的に前向きな連携が自然とその中でも出来上がってきたという体験をしてくれた職員もおりました。そういう実体験をした若手職員が増えれば増えるほど、年を重ねてこれからのいろんなセクション、ポジションについていくと思いますけども、文字どおり、20年後の理想の状態ということで、新化する町という実像を担う若手の職員が、本当に自分の体験を基にこういうふうに頑張っていこうということ、そういう熱い思いを持った職員が増えてくるということも、我々第6章の持続的な行財政の部分で取り組んでいきたいということでございますので、実際の例として町の若手職員はそういう体験を私どもの若手職員の発案によって実現できているということもありますので、補足でご報告させていただきます。

【佐藤（正）委員長】 他にございますか。

小泉委員。

【小泉委員】 1点だけなんですけど、序論で、今回新たに追加された感染症との共存についての文面なんですけど、共存と言ってしまうと、今は非常に誤解を招くのではないかなと思ひまして、感染症をいつまでも制圧する気がないと読みかねないのではないかなと思ひまして、これは素直に、感染症への対応についてですとか、そういうような文章にしたほうがよいのではないかなと思ひたのですが、いかがでしょうか。

【佐藤（正）委員長】 高橋課長。

【高橋企画政策課長】 ご指摘ありがとうございます。確かに感染症との共存という言葉だけ捉えてしまうと、そういう誤解を招きかねないのかなという面があるのかなと思ひます。現状でいいますと、今は新型コロナウイルス感染症でございますけども、感染症は歴史をひもとくと、いろんなそれこそ数え切れないほどの感染症がありまして、現代でも幾つも生まれてきている中でそれぞれ制圧してきているということがございますので、そういう意味では、感染症というのは本当にゼロにはできないのかなという捉え方を私どもがした関係がございまして、逆にこれからのそういった感染症が発生する可能性

があるということで、共存をしながら当然撲滅に向けてやっていくんですけども、なかなか撲滅し切れないというような現状もあるという想定の中で、こういう表現をしております。ただ、そういう意味合いでしておりますので、そういったご理解をしていただけたらなと思ってございます。

【佐藤（正）委員長】 小泉委員。

【小泉委員】 思いは分かります。もちろん新たな今はやっている新型コロナウイルス感染症だけではなく、これからもこの20年ということを考えても、様々な感染症がやってくるということは当然あるでしょうし、その際にはどうしても最後まで全ての感染症を撲滅するというのは、そう簡単にできることではないということで、そこは分かるんですが、とはいえ、当然感染症は新たなものが出てくれば、そのたびにそれを制圧を目指して、国も自治体も、そして国民もみんな努力してやっていかなければいけないというものでありますし、今回20年後のビジョンを作るというものですから、その中でこういう新たな事態が発生していったら、またそこで計画の見直しも当然起こり得るということにもなるでしょうから、そういうことを考えると、できる限りこういう誤解を招く表現は、少し丁寧にしていたほうがいいのではないかなと個人的には思いましたが、町の見解をもう一度お願いいたします。

【佐藤（正）委員長】 高橋課長。

【高橋企画政策課長】 確かにそういうご指摘の面もあるかとは感じております。私どもが共存という言葉を使った考え方は、先ほど申し上げたとおりでございます。ですので、現在の感染症である新型コロナウイルスの関係はこれからどうなっていくか分かりませんが、先ほどの答弁の中でも、基本構想そのものを議決いただく部分そのものも、状況の変化によって変えるべきところは変えていくという考えでございますから、序論については議決事項ではございませんけれども、基本構想の前提となっている部分でありますから、今後の推移を見守りながら、共存という言葉は適切ではないなという状況と私どもとして判断した場合には、違った言葉、現状を踏まえて最適な言葉に変えていくべきかなと思っております。

【佐藤（正）委員長】 他にございますか。

柳下委員。

【柳下委員】 何点か、今までの質疑を含めて質問いたします。一番難しいのは、コロナの件もそうなんですけれども、社会経済状況の最適化を図るとか、柔軟に対応するということをおっしゃられました。その中身なんですけれども、例えば今までの審議の中で基本構想も変える場合もあるということは、社会経済状況の変化によって柔軟な対応の中にも構想を変えるという意味合いを含んでのことでしょうかというのが1点です。

それともう一つ、まちづくりは人づくり、本当に昔からどこの自治体でも言っている。私もそうだと思います。この人づくりの人というのは、どういう人なのでしょうかということなんです。つまりつながる力ということは、もしかして人というのはコミュニケーション能力の高い人を寒川町はこれから必要としているのか、あるいは柔軟に対応するということであれば、よりフレキシブルな柔軟な思考を持った人とか、具体的にどういう人をつくっていくことが、この構想を実現することにつながるのかという点です。つまりなぜこれを聞くかということ、2020プランの課題として、アウトカムが私は明確ではなかったと思うんです。明確ではなかったから無関心の人が多かったりとか、満足してくださる方が、い

いよという人よりも10%も低い結果が出たと思うんです。だからアウトカムを明確化することが、この構想が本当に実現の一步だと思いますが、具体的にどのような人をつくろうとなさっている、人の中身、具体的なものを明確にしていきたいと思いますが、どのような人なのでしょう。その2点についてお伺いいたします。

【佐藤（正）委員長】 高橋課長。

【高橋企画政策課長】 まず、柔軟な対応という中では、基本構想の変更等も含まれるのかというご質問が1点目だったと思います。繰り返しの部分もありますけども、今議案としてお願いしております基本構想の前提となっている部分ですね。いろいろ前提条件はあると思いますけども、そこが根本的に変わってしまったという場合には、中身の土台が変わったということになりますので、そういった場合には議決いただいた内容であります基本構想につきましても、適切に変更をお願いしていく必要があると思ってございますので、どういう場合に変わるのかということについては、例えば先ほどもありましたけども、選挙で町長が新しい方に代わって、考え方が変わったとか、あと社会経済環境で、我々が想定していた根本的な部分が変わってしまったとか、そういったときに変えていくべきだと思いますので、また議会の皆様に変更の内容としてご説明して、変更についてお願いしてまいりたいと考えております。

それから、2点目の、人づくりといっても、どういう人を想定しているのかというご質問だったかと思いますが、町の将来像の根本的な部分になっておりますことについては、『「高座」のころ。』のブランドにありますとおり、町の特徴といいますか、町民性といいますか、そういった心の優しさですとか、穏やかさですとか、温かさという寒川町の皆さんが受け継いできた本当のいい部分、そこはそこで次の世代の子どもたち等に受け継いでいく、そういう人であってほしいという面もまずございます。

それから、先ほど柳下委員からもありましたけども、アウトカムの部分が明確でなかったということと関連してくると思いますけども、2020プランの振り返りの中でも、我々としてもそういった反省を持っておりますので、そこを改善していくことでまちづくりに参加していただくという方がより多く関わっていただく方が増えていくようにしなければいけないということがありますので、自治基本条例の精神にもありますけども、まちづくりに積極的に参加、参画する方、そういう町民の方が、その部分も増えていくことで、自治基本条例で掲げられている寒川のまちづくりにつながるような、そういった人というんですか。それは町の職員も含めてでございますけども、そういった方々が増えていくようにしていきたいと考えております。

以上でございます。

【佐藤（正）委員長】 柳下委員。

【柳下委員】 最初のお答えはそのとおりかなと思いました。それで次の人の件なんですけれども、『「高座」のころ。』というのは、人といっても、これはまちづくりに最後に触れていただいていますけれども、まちづくりに参画、参加する人が増えることで、そこに柔軟な発想とか、いろんなアイデアとかが生まれる、それが新化する力となるという理屈はよく分かります。ですので、そこが個人としてとても心穏やかで、温かくて、思いやりがあつてというのと、まちづくりの人との資質は明確にしたほうがいいのかと思います。とても難しいことなんですけど、もちろん関連があることだとは思いますが、ということが1つ。それで、学ぶことの大事さにも触れてはいますが、社会教育を重点的に私は寒

川町がグループが少ないとか、参画する人が少ないということは、つまり自分の領域はすごく心豊かでもいいかもしれないけど、それを町全体としての豊かさに結びつける、そこが行政として一番やらなければいけないことだと思っていますが、具体的に行政として何を重点的に人づくりに関わろうとしているのでしょうか。その認識について伺います。

【佐藤（正）委員長】 高橋課長。

【高橋企画政策課長】 人づくりの部分でございますけども、まず、『「高座」のころ。』という町民性、豊かさとか、優しさとか、穏やかさという、そういう面とまちづくりに積極的に参加、参画するという部分は、いい意味で切り分けたほうがいいよというご指摘だったかと思います。

後段のまちづくりに参加、参画という部分で、町はどのようにというような点でございますけども、よく、地方自治は民主主義の学校と言われるとおり、自治というのは、基本的にはそこにいる皆さんお一人お一人が参加して、これから自分たちの町ですとか、村とか、そういったものをどうしていこうという話し合いをきちんとして、そのために必要なお金ですとか、そこはそういうふうにしていこうという、自分たち一人一人全員が参加して決めていって、それを実現していくというようなことが、もともとの始まりだったと思いますけども、そういった部分を見ると、まちづくりに参加してくれる方が増えるということ、そういう場をつくっていく、我々が行政としてやるべきことを一生懸命やることはもちろんですけども、もともと自治基本条例で掲げられているまちづくりという定義は、町民が心豊かに暮らすための町民と町の様々な活動と提起されておりますから、町民の方々もそれぞれ町をよくするため、自分たちの幸せのために一生懸命頑張るという面がまちづくりでもあるというふうになっておりますので、様々な活動をされている方、それはそれで一生懸命当然引き続きやっていただくとともに、みんなのためにそれぞれが協力してやっていこうという点も大事な点でありますので、我々行政としては、お一人お一人がみんなのためにというふうに連携すべきところは連携する、個々の部分と全体と一緒になっとうまくつながりをもってやっていくように、そういう場づくりですとか、そういう感覚をきちんと認識を持った方々が増えていくということが全体でみんなで寒川町をよくしていこうというまちづくりにつながっていくと思いますので、私どもの行政としてやるべきことという意味では、場をつくるということと参加していただくことで、文字どおり人づくり、そういったことをやっていく、力を入れていくということが大事なことかなと認識しているところでございます。

【佐藤（正）委員長】 柳下委員。

【柳下委員】 ようやく根底というか、本題の明確さが生まれてきた、自治という言葉が出てきました。まさにアウトカムは自治なんですよね。つまり税金を使っていい町にするんだから、自分たちの町は自分たちでいろいろ責任を持って、持てる力を発揮してまちづくりをやりましょねと、それであとのいろんな居場所づくりとか、そういうのはやり方は本当に様々だと思います。自治を担う、そういった人をつくるんだと、それがこういう町になるんだという、そういった明確さを持って町民に当たっていただきたいと思いますと思いますが、それもというんじゃなくて、私は、それが一番大事だと考えますが、町の見解を最後に聞いて終わりいたします。

【佐藤（正）委員長】 高橋課長。

【高橋企画政策課長】 今ご指摘いただいた自治の部分は、私が申すまでもなく、寒川町の自治基本

条例の本当に根本的な精神だと思います。基本的に可能であれば、寒川町民お一人お一人の方が参加、参画して、自分たちのことはきちんと話合いを持って自分たちで決めていく、決めたことはみんなで守っていくということが基本でございますけども、現代の地方自治の状況等においては、なかなか全員の方がということは難しいということで、間接民主制ということで、町民の代表の方々である議員の皆様が、一生懸命町民の代表ということでご活躍させていただきまして、私ども執行部に対してもご指導していただいていると認識しておりますので、何が申したいかと申しますと、自治基本条例の中では自治ということをお大切にするという精神、また、地方自治法という憲法に基づく法律の中でもそれが大事ということで、我々は自治という部分をきちんとやっていく、自治につながる人づくりということは、もとの自治基本条例の中でもうたわれているというようなことで、我々は町の責務として先般議決いただきました自治基本条例の改正の中で、町政については総合計画に基づいてきちんとやっていくんだという点でも、リンクする部分だと思いますので、自治という認識をきちんと持った上で総合計画の進行管理等を行っていききたい、それが大事であるという認識を持っております。

【佐藤（正）委員長】 他にございますか。

青木委員。

【青木委員】 町の将来像を実現する上では、まちづくりの理念というのが非常に大切なことだと思うんですね。ここに書いてあるのは、町民の心の暮らしの実現に向けて自治の基本理念、まちづくりの理念として、町民と町の相互補完で強力にまちづくりを進めていくこととしますとなっています。当然協働するまちづくりというのは、今までもそうなんですけど、これが肝だと思うんですね。協働するまちづくりについて、2040プランに対して協働するまちづくりについて、同じような今の進め方を踏襲して進めていくとは思いますが、さらに協働するまちづくりを進めるために、新たなプランというのがあるのかどうかお聞かせください。

【佐藤（正）委員長】 高橋課長。

【高橋企画政策課長】 協働の部分で新たなプランが何かあるかというご質問をいただいたかと思いますが、明確に具体でこうやっていくべきというのは、皆様のいろいろなご意見を伺って、これからきちんと決めていきたいなとは思っておりますけども、先ほど来申しているとおりの、協働というのは参加、参画してこそかなという点もありますので、まずそれを実現するために、場づくりといってもどういうふうにやっていくべきなのか、言うのは非常に簡単なことだと思うんですけども、そこがなかなか難しい面がありますので、場をつくるといっても具体でいうと、曜日はいつがいいとか、時間帯はどういう時間帯がいいとか、どういう方々に参加していただきたいかによっても、そこは一律ではなくて、変えていくべきかなと思っております。また、何らかの事情で、例えばこういうコロナ禍においては、なかなか直接集まれないという点がある中で、ウェブ会議等、ICTを活用してやっているという状況も出てきておまして、いろんな事例を見ていると、これまではやっていないやり方であっても取り入れるべきかなと、参考になる事例も出てきていると思っておりますので、そんな中で、新たな協働という展開が寒川町として考えていけたらいいのかなとは、現在としてはそう認識、考えてございます。

【佐藤（正）委員長】 他にございますか。

（「なし」の声あり）

【佐藤（正）委員長】 それでは、ほかになれば、これをもって質疑を終結いたします。ご苦労さまでした。

暫時休憩いたします。

【佐藤（正）委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

それでは、議案第43号 寒川町手数料条例の一部改正についての説明を求めます。

戸村町民部長。

【戸村町民部長】 それでは、町民部町民窓口課より、案件の2、議案第43号 寒川町手数料条例の一部改正につきまして、説明させていただきます。

その前に、本会議場で申し上げましたとおり、今回の条例改正につきましては、省令の一部改正後に速やかに議会へのご報告をさせていただき、ご審議いただくものでございました。誠に申し訳ございませんでした。今後このようなことがないように十分に注意して手続きを進めてまいります。

それでは、説明に当たりましては徳江課長より、質疑等につきましては、出席職員で対応いたしますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

【佐藤（正）委員長】 徳江町民窓口課長。

【徳江町民窓口課長】 それでは、議案第43号 寒川町手数料条例の一部改正についてをご説明させていただきます。初めに、まず、改正内容の経緯についてご説明いたします。

今回の手数料条例の改正の対象である通知カードにつきましては、平成27年10月に施行された行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、通称マイナンバー法により国民の利便性の向上、行政運営の効率化及び行政分野におけるより公正な給付と負担の確保を図ることなどを目的に、全ての国民に付番されたマイナンバーを通知するために公布されたものでございます。

条例改正の背景といたしましては、マイナンバーが通知されてから5年が経過し、一定の認知が進んだことや各個人の住所変更等があった際の通知カードの記載事項、変更事務の省力化と社会のデジタル化を進める観点から、法的個人認証の電子証明が搭載されたマイナンバーカードへの早期移行を促進するため、令和元年5月に施行された情報通信技術の活用による情報手続等にかかる関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律、通称デジタル手続法により通知カードを廃止し、その期日につきましては、施行日から1年以内と規定されたこととございます。

そして、令和2年5月21日に通知された行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令の一部を改正する省令等により、通知カードを廃止する期日を令和2年5月25日とし、通知カード廃止に伴う所要の規定が整備されました。このことにより、通知カードの再発行等が不要となったことに伴いまして、寒川町手数料条例に規定されている通知カードの再発行手数料につきまして削除するものでございます。

これまでマイナンバーの確認のため通知カードの写しを各種手続き時において添付書類として活用してきましたが、今後につきましては、マイナンバーカードの作成を推進するとともに、通知カードに記

載されている住所、氏名等の券面事項に変更があった場合等は、マイナンバー入りの住民票を発行することにより対応してまいります。

それでは、改正箇所について、手数料条例の新旧対照表に基づいてご説明させていただきます。資料3分の3をご覧ください。改正欄をご覧ください。寒川町手数料条例第2条第1項第4号の条文につきまして、根拠条文が記載のとおり変更となり、通知カードの規定が削除され、個人番号カードの再発行手数料1件800円のみに変更となります。また、従来ございましたア、イの規定が削除されます。さらに附則として、令和2年5月25日の施行期日となっております。

最後に、冒頭に戸村部長からもお話がございましたが、本来であれば法令等改正後、速やかに町条例の改正につきましてご審議いただくものでございます。今後は十分に注意して手続きを進めてまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

説明は以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

【佐藤（正）委員長】 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

柳下委員。

【柳下委員】 今報告があったことで、これが遅れたという理由は、何で今日になってしまったのでしょうか。つまりどうあったらばちゃんと、省令は21日付で来ているということは、もっと前に各自治体にはこの内容については来ていると思いますが、それはどうあったらすぐに5月25日にきちんと議会の承認を得た上での条例改正になったのかということ、それともう一つ、日付が5月25日からということですが、今回今日で条例提案されましたけれども、既に議会を通さずとも、5月25日以降、実際にこの法に基づいて手続きをした件数があったら教えてください。

【佐藤（正）委員長】 戸村部長。

【戸村町民部長】 柳下委員のご質問のうち前段は私がお答え申し上げたいと思います。

まさに柳下委員がおっしゃられるように、今回事前にそういった形の連絡を受けておりました。当たり前のことではございますが、そのような通知や連絡を受けたならば、先ほど申し上げました柳下委員がおっしゃるとおりでございます。本来事前に通知が来た、あるいは連絡を受けたらば、担当内、もちろん課内、そして部内、そして全庁的にも情報共有いたしまして、手続き、対応、協議、検討いたしまして、速やかに議会への報告、相談をしないといけないところを怠っておりました点、誠に申し訳ございませんでした。今後このようなことがないよう努めてまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

【佐藤（正）委員長】 徳江町民窓口課長。

【徳江町民窓口課長】 それでは、ご質問いただきました2点目についてお答え申し上げます。法令の改正等により、5月25日以降につきましては、通知カードの再発行等の手続き、もしくは券面事項の変更等につきましては行ってございません。こちらにつきまして件数ですけれども、具体的に何件という形で申し上げられないのが大変申し訳ありませんが、5月25日以降数件窓口でお問合せをいただきまして、ご事情をご説明し、対応させていただいております。特に窓口の中でトラブルになるというようなことはございませんでした。

以上でございます。

【佐藤（正）委員長】 1点目を部長に答弁いただいたんですが、経緯は分かったんですけども、なぜというところが明確じゃなかったなと思っているので、その点をもうちょっと明確に答えられますか。

戸村部長。

【戸村町民部長】 誠に申し訳ございませんでした。もう少し具体的に申し上げますと、令和2年4月21日付で内閣府より事務連絡がございまして、通知カード廃止後の本人確認書類についてということで、本年5月25日頃から施行される予定ですという事前の事務連絡がありました。こちらを見落としてしまったという部分がございます。

先ほど申し上げましたように、令和2年5月21日付で25日に定め、通知カードを廃止する旨がございました。こちらの内容は私も承知していたんですが、6月議会の前ということでありましたが、本当に今回ご迷惑をかけて誠に申し訳ございませんでした。

以上でございます。

【佐藤（正）委員長】 柳下委員。

【柳下委員】 こういう大事な情報は、行政のコンプライアンスに関わることだと思うんです。それがきちんとしていないということは、先ほど電話の問合せにも、みんなにそれは周知され、私たちにも周知されてあるならば、住民への説明責任をきちんと果たすことができたということで、二度とこのようなことにならないようにするために、どうしたらいいと部長はお考えになっていらっしゃいますか。

【佐藤（正）委員長】 戸村部長。

【戸村町民部長】 まさに柳下委員がおっしゃるように、私ども町職員は、法律や条例等にのっとりまして、町民の皆様の幸せのために日々業務執行ができるものでございます。そのためには、常に国の動向、もちろん神奈川県、あるいは近隣自治体全体におきましても、法律の成立や改正などの動向にアンテナを張り巡らせまして、情報収集に落ち度が絶対にならないように十分注意しなければならぬと考えております。先ほど申しましたように、その情報を収集したら確実に担当内、課内、部内、全庁的に情報共有いたしまして、その手続きや対応を協議、検討し、速やかに議会へ報告、相談する、今後、何度も言いますように、絶対このようなことがないように、町民部はもちろん、全庁的に的確、かつ迅速に、先ほど申し上げた手続き対応を進めてまいりますので、よろしく願い申し上げます。

以上でございます。

【佐藤（正）委員長】 柳下委員。

【柳下委員】 一度あったことを二度とやらないために、気持ちとか、当たり前のことじゃない、当たり前だと思っていたことがなされなかったんです。そういったことをきちんと認識して、どうあったらリスクが生じることが二度とないと、そういうのは庁内、課内での合意はできているのでしょうか。

【佐藤（正）委員長】 戸村部長。

【戸村町民部長】 今回本議会に上程する前に、この条例についての全庁会議、部長会議という場がございまして、冒頭、私はこの手数料条例を説明するに当たりまして大変遅れまして、議会の皆様方に大変ご迷惑をかけたということで、町長、副町長をはじめ、全部長の前できちんと周知いたしました。また、同席しておりました総務部長も、議案を総括する部長でございまして、部長からもこのようなこと

が絶対あっては議会軽視ということでございますので、ないようにということで、下知といたしますか、全部長で共有いたしました。

以上でございます。

【佐藤（正）委員長】 部長にも今しっかり答えていただいたと思いますので、そのとおりしっかり進めるべきだと思いますので、今後はよろしくお願ひしたいと思います。

他にございますか。

山田委員。

【山田委員】 何点かお聞きします。まず、根本的なところからなんですけど、今回この条例改正について、マイナンバーカードの推進を図るということがあるんですけど、現状、マイナンバーカードの普及はどの程度までいったのかというのを確認したいと思います。

それとあわせて、今回も通知カードが発行されて約5年たったということですけど、通知カードに関して、実際郵送されているわけですけど、町民の方全員に行き渡っているのか、もしくは返送されて町で保管されているものがあるのかというのをお聞かせください。

それともう一つ説明がありましたけど、ICTを活用してということで、これからはやっていくということですけど、ICT、特にスマホ、パソコンで申請ができるようになることだと思うんですけど、これができない方についての申請の仕方というのはどうなっているのか、お聞かせください。

以上です。

【佐藤（正）委員長】 徳江課長。

【徳江町民窓口課長】 3点ご質問をいただきました。まず、普及率の関係でございますが、6月30日付の数字となります。寒川町の交付実施件数といたしましては、9,253件でございます。交付率にいたしますと19.04%。

以上でございます。

続きまして、2点目にご質問いただきました、お手元にまだ届いていないというような方がいらっしゃるのかということで、今現在私どもで通知カードが返送等によってお手元に行っていない、私どもがお預かりしている件数が84件。

続きまして、3点目、今回マイナンバーカード等を使ってICTを利用できる部分があるが、それができない方への申請はということでございます。今回マイナンバーカードを使ってできるものとしたしましては、コンビニ等で住民票を、それから印鑑証明をとっていただくことが可能でございます。こちらにつきましては、今後健康保険証の機能を持たせるなど、いろいろ国の中でも検討されているような状況がございまして、今後マイナンバーカードの重要性というのは増していきんだらうなと考えてございます。ですので、こちらのマイナンバーカードをできれば多くの方々にお作りいただいて、そういう機能をお使いいただけるような状況をつくってまいりたいと考えてございます。また、今ICTの部分ですと、若干マイナンバーカードの機能の中には、そういう部分もございますけれども、そういうところにつきましては、現状ございますものを使って行っていくというような状況になってございます。

以上でございます。

【佐藤（正）委員長】 山田委員。

【山田委員】 普及率が9,253件、19.04%ということです。それに関して、いろんなところでニュース等の情報を見ていると、マイナンバーに関して、まだまだ皆さん不安に思っている方が多数いらっしゃると思います。ここに関して町はどのように考えているのかというのをお聞きしたいと思います。

次、通知カードに関して、返送されたものが8件まだ残っているということです。通知カードは各自が持っているとは思いますが、これだけ届いていないということに関して、その人に対しての対処はしているのかというのを確認したいと思います。様々な活用がされるということですが、そこに関して、住民の方も、国民の方も、不安に思っているということでもありますので、そこはいいです。取りあえずこの2点だけお願いします。

【佐藤（正）委員長】 徳江課長。

【徳江町民窓口課長】 2点ご質問いただきまして、1点目にマイナンバーカードを不安に持っていらっしゃる方がいらっしゃるのではないかなというお話でございます。マイナンバー自体は、国民皆様お一人お一人がお持ちでございます。マイナンバー自体は、変な言い方ですけども、それぞれお持ちですので、番号自体をお持ちだということ自体は、多分皆さんにご理解いただけているのかなと思っております。ただ、マイナンバーカードでいろんな機能が使えるというようなお話が出てきたときに、例えばここでよくニュースでも出ておるような銀行情報をひもづけるというようなお話も現行の報道の中では出ております。そういう中では、若干窓口でもそのようなお話をされる方がいらっしゃいます。その辺は今後国なども含めて検討していくところかなとは思ってございます。ただ、マイナンバーカード自体は、特にそれはそれぞれお持ちになるものであって、ほかの人が持ってもというようなところはございますので、そういうところはまた改めて広報ですとか、そういうものを使いながら機能の説明等を含めてPRさせていただきたいと考えてございます。

2点目でございます。通知カードをお持ちでない方の対処につきましては、改めてご通知といたしますか、ご案内をさせていただいております。そういう中でも取りに来ていただけていない方ですので、現状としては今のところうちでお預かりして、あとは実際実態調査していらっしゃるという方もいらっしゃると思いますので、その辺の方々につきましては、職権消除等とも絡む話もございますので、また改めて対応等については、県なども含めて考えてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

【佐藤（正）委員長】 他にございますか。

中川委員。

【中川委員】 先ほど柳下委員からお話があった部分は、国から来たいろんな通知とか、そうしたものをしっかり確認するという基本動作を徹底することによって、今後同じようなことを防いでいって、全庁的にも課題を共有して、今後対応していく、そういったことかなと理解しましたので、その点はお願ひしたいと思います。これはこの辺でとどめたいと思います。

1点だけ条例に関して、今回この条例は、今日7月30日に提出いただいて、多分これが通れば即日公布、施行という流れになるのかなと思いますけど、遡って今年5月25日から適用するということは、多分大丈夫だと思うんですけど、法的に問題はないかどうかというところだけ確認したいんですけど、一般的には利益行政とか、給付行政は遡って適用は可能ではあるけど、不利益行政は遡っての適用はで

きないというのが一般的に言われることがあって、法的な問題がないかどうかだけ確認させてください。

【佐藤（正）委員長】 徳江課長。

【徳江町民窓口課長】 先ほどお話をいただきました1点目につきましては、まさしくそのとおりでございます。課題共有して今後ないように努めてまいります。よろしく願い申し上げます。

5月25日への廻りの件でございますけれども、先ほど申し上げましたように、券面事項、もしくは再発行事務については、5月25日以降行っておりません。これは法令改正で各自治体同一のものでございますので、一応こちらの改正につきましても、5月25日ということとさせていただきますと考えてございます。特に不利益という話にはならないと思いますので、こちらの形でやらせていただきたいと考えてございます。

以上でございます。

【佐藤（正）委員長】 他にございますか。

（「なし」の声あり）

【佐藤（正）委員長】 それでは、以上をもちまして質疑を終結いたします。ご苦労さまでした。暫時休憩いたします。

【佐藤（正）委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

7月会議で総務常任委員会に付託された議案は質疑まで終了いたしました。この後、討論、採決の予定ですが、討論のための休憩についていかがいたしましょう。休憩は必要ですか。

（「必要」の声あり）

【佐藤（正）委員長】 では、休憩を取る方向でよろしいですか、皆さんがよければ。休憩を取った場合は再開は午後になろうかと思えます。そうしたら12時再開でいいですか。先ほど20数分取りましたので、12時再開とさせていただきますので、その間に討論がもしあれば、まとめていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

暫時休憩いたします。

【佐藤（正）委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

これより討論に入ります。議案第42号 総合計画の基本構想の策定について討論はありませんか。まず反対討論のある方。

（「なし」の声あり）

【佐藤（正）委員長】 賛成討論のある方。

中川委員。

【中川委員】 お先にすみません。一言、総合計画の基本構想につき賛成の立場で討論させていただきたいと思えます。総合計画自体は、2020プランが今回切れるということとございますので、それに続く2040プラン、そうした基本構想というのは、行政の様々な施策や事業というものを計画的に、継続的に行っていくという上では必要なものであると思えます。定める意義は非常に高いと考えてございます。

先ほど2020の振り返りの中で4点掲げられたところもございます。詳細は略しますが、特に社会経済

環境の変化は、これからも想定されるところでございますので、もちろん計画の継続性は重視しつつも、その時々に応じた柔軟な対応を期待しつつ一言申し述べさせていただいて、賛成とさせていただきます。

以上です。

【佐藤（正）委員長】　　続きまして、反対討論はないですね。賛成討論のある方。

山田委員。

【山田委員】　　今回の基本計画ですけど、以前も自治基本条例でも確認したところなんですけど、首長が代わったら、その考えが変われば臨機応変に変えられるというような答弁ももらいました。これに関して、基本計画の最初でも住民福祉の向上とか、いろいろとありますので、住民を基本として、住民参画というものを重視してあるなと思いますので、賛成といたします。

以上です。

【佐藤（正）委員長】　　他に討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

【佐藤（正）委員長】　　それでは、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第42号を採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

【佐藤（正）委員長】　　賛成全員であります。よって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第43号 寒川町手数料条例の一部改正について討論はありませんか。まず反対討論のある方。

山田委員。

【山田委員】　　マイナンバー関連に関しては、今までも私たちは反対してきました。今回の質問の中でも、普及率も19.04%、これに関して住民の方もかなりの不安を持っているから、これだけ進んでいないのかなと思います。それに対して通知カードを廃止ということで、今回条例の文言の改正ですけど、通知カードがちゃんと行き渡らなきゃいけなかったということもあります。住民の方が置き去りにされてはいけないということもありますので、反対といたします。

【佐藤（正）委員長】　　他に討論はありませんか。賛成討論のある方。

中川委員。

【中川委員】　　一言だけ。今回の条例改正につきましては、総務省令の改正に伴うものでございます。その内容に沿ったものであるかと思っておりますので、タイミングの問題はあったのかなと思いますが、そうした趣旨の改正であるということで賛成いたします。

以上です。

【佐藤（正）委員長】　　他に討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

【佐藤（正）委員長】　　それでは、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第43号を採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

【佐藤（正）委員長】 賛成多数であります。よって、議案第43号は原案のとおり可決されました。
以上で、本日の議題は終了いたしました。
これもちまして総務常任委員会を終了いたします。ご苦労さまでした。

午後0時04分 閉会

寒川町議会委員会条例第27条の規定により、ここに署名する。

令和2年11月26日

委員長 佐藤 正 憲